

7 豊監第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 12 月 18 日

豊山町監査委員 堀尾 博樹

豊山町監査委員 作野 桂子

## 定例監査結果報告書

### 1 監査の対象

- (1) 電子決済の取扱いにおける不正防止及び内部統制の状況  
(企画調整部デジタル化推進室、総務部税務課、教育委員会事務局生涯学習課社会教育センター)
- (2) 学校 I C T機器の契約状況 (教育委員会事務局学校教育課)

### 2 監査の実施日

令和7年11月27日 (木)

### 3 監査の概要

関係書類の検査及び関係職員からの聞き取りを実施し、各担当部署における事務処理手続きの状況を確認するとともに、必要に応じて改善に向けた意見を付した。

### 4 監査の結果

監査を実施した結果、各担当部署の事務処理手続きについては、概ね適正に行われているものと認められた。今後の事務処理及び事業執行にあたっては、次の事項については是正又は改善が図られることを望む。

- (1) 電子決済の取扱いにおける不正防止及び内部統制の状況について  
電子決済の導入は、町民及び職員双方の利便性向上という目的を果たしている一方で、会計処理においては煩雑な事務を伴う側面があり、人為的なミス等が生じる恐れがあると考えられる。また、電子決済手数料の支払いに際し、銀行振込手数料が発生しているが、予算科目の整理等により当該手数料を軽減又は解消できる可能性が確認された。予算科目や帳票の見直しに留まらず、町全体のD X推進の観点から、より効率的で持続可能な事務執行体制の構築を図られたい。
- (2) 学校 I C T機器の契約状況について  
学校における I C T機器の整備は、文部科学省が提唱するG I G Aスクール構想の実現を目的として、国の補助制度等を活用し進められてきたものである。今回の監査において、当該構想第1期における検討経緯や判断過程に関する記録が、十分に引き継がれていない点を確認された。

適正かつ効率的な予算執行に係る記録を適切に残すことは、業務の透明性を確保し、住民の信頼を得るうえで重要であることから、今後の機器更新等にあたっては、関係資料の記録管理を徹底されたい。

また、G I G Aスクール構想は第2期に入り、機器更新が喫緊の課題となっている。教育用タブレット端末の整備が完了した現段階では、子どもたちの多様な学びを支え、「学びを止めない体制の確保」といった活用面の視点をより一層重視した検討を進められたい。

あわせて、タブレット端末の家庭での活用や登校困難な児童生徒への支援など、活用の場面も広がっていることから、貸与を含む運用方針や手続きについても適切な対応が図られることを望む。